

議案第34号

芽室町上水道事業条例中一部改正の件

芽室町上水道事業条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和元年9月3日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町上水道事業条例の一部を改正する条例

芽室町上水道事業条例（昭和41年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「した者（）」の次に「当該指定の効力を失ったものを除く。」を加える。

第51条の2第1項中「第4条」を「第6条」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

説 明

水道法及び水道法施行令の改正に伴い、本条例を改正しようとするものであります。

芽室町上水道事業条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(工事の施行)</p> <p>第13条 給水装置工事は、町長が水道法第16条の2第1項の規定に基づき指定をした者（<u>当該指定の効力を失ったものを除く。</u>以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。</p> <p>2～4 一略一</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第51条の2 町長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）<u>第6条</u>に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。</p> <p>2 一略一</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、令和元年10月1日から施行する。</u></p>	<p>(工事の施行)</p> <p>第13条 給水装置工事は、町長が水道法第16条の2第1項の規定に基づき指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。</p> <p>2～4 一略一</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第51条の2 町長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）<u>第4条</u>に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。</p> <p>2 一略一</p>